（別紙）①

【給与支払報告書作成時の留意事項】昨年と比べて変わった点(基礎控除の引上げ等)

令和８年度税制改正により、次のとおり、所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

（１）基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が引き上げ**られました。給与支払報告書の「基礎控除の額」欄に該当の基礎控除額を記載してください。

<table>
<tr><th rowspan="3">合計所得金額
（令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注3））</th><th colspan="4">基礎控除額（改正された範囲）</th></tr>
<tr><th colspan="2">改正後（注1）</th><th colspan="2">改正前（注1）</th></tr>
<tr><th>令和8・9年分</th><th>令和10年分以後</th><th>令和8年分</th><th>令和9年分以後</th></tr>
<tr><td>132万円以下
（206万円以下）</td><td rowspan="4">104万円（注2）</td><td>99万円（注2）</td><td colspan="2">95万円（注2）</td></tr>
<tr><td>132万円超　336万円以下
（206万円超　475万1,999円以下）</td><td rowspan="4">62万円</td><td>88万円（注2）</td><td rowspan="4">58万円</td></tr>
<tr><td>336万円超　489万円以下
（475万1,999円超　665万5,556円以下）</td><td>68万円（注2）</td></tr>
<tr><td>489万円超　655万円以下
（665万5,556円超　850万円以下）</td><td>67万円（注2）</td><td>63万円（注2）</td></tr>
<tr><td>655万円超　2,350万円以下
（850万円超　2,545万円以下）</td><td>62万円</td><td>58万円</td></tr>
</table>

（注)1　所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2　62万円にそれぞれ42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額）となります。なお、この加算額は、居住者についてのみ適用があります。

3　特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

（２）給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除について、65 万円の最低保証額が **74 万円に引き上げ**られました。

<table>
<tr><th rowspan="3">給与の収入金額</th><th colspan="3">給与所得控除額（改正された範囲）</th></tr>
<tr><th colspan="2">改正後</th><th rowspan="2">改正前</th></tr>
<tr><th>令和8・9年分</th><th>令和10年分以後</th></tr>
<tr><td>190万円以下</td><td rowspan="2">74万円（注1）</td><td>その収入金額×30%+8万円
（69万円未満となる場合は、69万円）</td><td>65万円</td></tr>
<tr><td>190万円超　220万円以下</td><td>その収入金額×30%+8万円</td></tr>
</table>

（注）1　給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の4）の適用後の給与所得控除額となります。

2　給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

また、令和 8・9 年分の給与等の収入金額が 69 万 1,000 円以上 220 万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記にかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額 －74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

（別紙）②

（３）扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（注１）が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が 69 万円（改正前：65 万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件（注1） （令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 （136万円以下）	58万円以下 （123万円以下）
特定親族	62万円超　123万円以下 （136万円超　197万円以下）	58万円超　123万円以下 （123万円超　188万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超　133万円以下 （136万円超　207万円以下）	58万円超　133万円以下 （123万円超　201万5,999円以下）
勤労学生	89万円以下 （163万円以下）	85万円以下 （150万円以下）

（注）1　合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2　特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

（４）年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の令和 8・9 年分の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。特例の適用がある場合は、**摘要欄に「租税特別措置法第 41 条の 15 の 5 第 1 項適用」と記載**してください。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000円以下	新生命保険料の金額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超		一律60,000円

また、旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合の令和 8・9 年分の一般生命保険料控除の適用限度額が 6 万円(改正前：4 万円)とされました。

(注)一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の 12 万円となります。

所得税に関する改正内容については、国税庁ホームページをご確認ください。

・令和 8 年分　年末調整のしかた
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm

・令和 8 年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tenbiki2026/index.htm